

令和二年度 一般財団法人正覚会募集要項

1 趣 旨

本財団は昭和3年に設立され、社会に有用な人材を育成することを目的とし、健康で、人物、学力ともに秀れている者で、経済的理由のため修学困難な者に学資金を支給して奨学金援助を行っております。

2 募集人員と奨学金の金額

- (1) 募集人員 6 名
- (2) 給与奨学金 月額 15,000円
(返済の義務はありません。)

3 出願の資格

- 埼玉県内に居住し、本年度入学した者で、経済的理由により修学が困難な者で学校長の推せんが受けられる者としします。ただし特別の理由が生じた者に関しては、今年度入学者以外でも該当するものとしします。
- 両親の年収は600万円以内としします。

4 提出書類

- (1) 奨学生願書（指定の用紙）
- (2) 学校長の推薦書（指定の用紙）
- (3) 成績証明書（直近のものとする）
- (4) 住民票
- (5) 所得証明書（世帯内の納税義務者全員の証明）
- (6) 作文（題、長さ自由）

5 募集期間

令和2年10月1日 ～ 令和2年10月24日

6 選考方法

奨学生志望者から提出された書類をもとに選考委員会において書類選考を行います。

7 採用通知

選考委員会の選考の結果を募集期間後1ヶ月以内に、学校長を通じて本人に通知します。

8 奨学金の支給

- (1) 奨学金は毎年4月と10月に6ヶ月分ずつ支給するものとしします。
ただし採用初年度は、採用決定後1ヶ月以内に12ヶ月分を支給するものとしします。
- (2) 奨学金の支給は、奨学生の指定する金融機関の口座へ振込により行うものとしします。
- (3) 奨学金受領書は金融機関の振込金受取書をもって受領書にかえるものとしします。

一般財団法人 正 覚 会
理事長 中山 育之
〒334-0053 川口市安行吉蔵306番地
連絡先 ☎ 048-295-7383

一般財団法人正覚会奨学金支給規程

一般財団法人正覚会奨学金支給規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人正覚会の定款第 3 条、第 4 条の規程に基づき、奨学金の支給に関して必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 本財団の奨学生となるものは、埼玉県内に居住し、学業・人物ともに優秀、身体強健であって、奨学金の支給を希望する者とする。

(奨学生の種類)

第 3 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

1. 高等学校奨学生
2. 短期大学奨学生
3. 大学奨学生

(奨学金の金額および支給期間)

第 4 条 1. 奨学金を支給する期間は、奨学生の在学する学校の最短修業年限とする。
2. 前項の期間中に支給する奨学金の額は次のとおりとする。
高等奨学生及び短大奨学生 月額 15,000 円
大学奨学生 月額 20,000 円

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の支給

(奨学生願書および奨学生推せん書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本財団所定の奨学生願書に在学学校長の推せん書および在学証明書を添えて本財団に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第 6 条 1. 奨学生の採用は選考委員会で決定し、理事長がその結果を在学学校長を経て本人に通知する。ただし地元中学校より受け入れる奨学生については学校長の推せんを以って採用とし、選考委員会の審査は行わないこととする。
2. 特別な理由などで、学業途中時においても奨学金の支給を希望するもので、在学学校長の推薦を得た者に対しては、選考委員会の承認を得て、奨学金を支給することができる。

(奨学金の交付)

第 7 条 1. 奨学金は毎年 4 月と 10 月に 6 ヶ月分ずつ支給するものとする。
2. 奨学金の支給は、奨学生の指定する金融機関の口座へ振込により行うものとする。
3. 奨学金受領書は金融機関の振込金受取書をもって受領書にかえるものとする。

(異動の届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一に該当することとなった場合には、在学学校長を経てただちに届け出なければならない。
1. 休学・復学・転学または退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。
3. 氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止)

- 第9条 1. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する。
2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の支給を停止する。

(奨学金の復活)

- 第10条 前条の規程により奨学金の支給を休止または停止されたものが、その事由が止んで、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の支給を復活することがある。

- 第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の支給を廃止することがある。
1. 傷い疾病などのために、学業の見込がなくなったとき。
2. 学業成績または性行が不良となったとき。
3. 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
4. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
5. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(奨学金の辞退)

- 第12条 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

(実施細目)

- 第13条 この規程の実施について必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

- (1) この奨学金支給規程は、平成25年4月1日から施行する。